

藤崎町しごとづくりサポート事業補助金（創業タイプ）

町内で新たに創業を目指す方を応援します！

地域産業の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的に、町内において新たに創業を目指す方へ、創業に係る経費の一部を補助します。

補助対象事業

町内で創業するため支援機関（公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点、藤崎町商工会）の支援を受けて具体性のある創業計画を作成し、計画の実効性が確認された事業

※支援機関へのご相談については、毎月開催している
「出張相談会」をご活用ください。



出張相談会

補助対象者

次に掲げる全ての要件を満たす方が対象です。

- ①補助対象期間内に町内で新たに創業し、営業開始が確実であり、かつ、創業日から3年以上継続して町内で事業を行うことが見込まれること。
- ②支援機関のいずれかの支援を受け、創業事業計画書を作成すること。
- ③交付申請時に特定創業支援等事業を受講完了していること。
- ④許認可等を必要とする業種にあって、必要な許認可を受けていること。
- ⑤事業完了までに藤崎町商工会の会員になること。
- ⑥町税等に滞納がないこと。

※補助対象者とならない場合がありますので、補助金交付要綱をご確認ください。

補助対象経費

補助対象経費（消費税は含まない。）は、次のとおりです。

経費区分	内容
広告宣伝費	宣伝広告に要する経費
印刷製本費	チラシ、パンフレット、カタログ等の制作に要する経費
委託費	デザイン、web ページ作成等外部に委託する経費
備品購入費	事業運営に必要な設備、機械器具、什器備品等に要する経費
工事請負費	事業運営に必要な店舗・施設の改装・改修工事に要する経費（内・外装工事、給排水工事、空調工事、電気工事等）

補助金額

補助対象経費に2分の1を乗じた金額とし、補助限度額は50万円です。

申請手続

申請書類等に必要書類を添えて経営戦略課企画調整係へ提出してください。
※補助金交付要綱、各種様式は町ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先

〒038-3803 藤崎町大字西豊田一丁目1番地
藤崎町役場 経営戦略課企画調整係
TEL：0172-88-8258（直通）



ダウンロードはこちら